

令和7年8月12日

入札説明書

岩手県教育委員会

この入札説明書は、岩手県が発注する調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

- (1) 調達件名
 - ア 岩手県立盛岡北高等学校ほか 43 施設で使用する電気の供給
 - イ 岩手県立平舘高等学校ほか 44 施設で使用する電気の供給
- (2) 調達件名の仕様等
別添「岩手県教育委員会所管公所電力供給仕様書」のとおり
- (3) 履行期間
令和 7 年 11 月 1 日 0 時から令和 9 年 3 月 31 日 24 時まで
- (4) 履行場所
別添「岩手県教育委員会所管公所電力供給仕様書」のとおり

2 入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 7 年度において岩手県が発注する物品の製造の請負又は物品の買入に係る競争入札のうち地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和 6 年岩手県告示第 623 号）に規定する特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得した者であること。
なお、上記資格を有しない者で入札に参加を希望する者は、入札の日の前日までに上記資格を取得することを条件に資格審査を受けることができる。上記資格の取得については、岩手県のホームページ（<https://www.pref.iwate.jp/kensei/nyuusatsu/buppin/sankashikaku/1060796.html>）を参照すること。
- (3) 入札の日において、岩手県から、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成 12 年 3 月 30 日制定）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条の 2 の規定により小売電気事業者として経済産業大臣の登録を受けている者であること。
- (6) 再生可能エネルギーを導入している小売電気事業者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団、同条第 6 号に掲げる暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 入札参加者に求められる事項

- (1) 入札参加者は、一般競争入札参加申請書（様式第 1 号）に返信用封筒として、表面に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金に相当する郵便切手を貼り付けた長形 3 号封筒を添えて（以下「提出書類等」という。）、令和 7 年 8 月 29 日（金）午後 5 時までに 14(2)の場所に 1 部、持参又は郵送（配達証明郵便等の配達の記録が残るものに限る。）で提出しなければならない。

- (2) 提出書類等を提出した者は、入札日の前日までの間において、その内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 提出書類等は、岩手県において審査するものとし、要件が満されると認められた者に限り入札に参加できるものとする。
なお、提出書類等の補足、補正等は認めるが、令和7年9月2日（火）午後5時までとする。
- (4) 審査結果は、入札参加者資格確認通知書（様式第2号）により令和7年9月8日（月）までに郵送により通知する。
- (5) その他
 - ア 提出書類等は、入札参加者資格の審査以外に使用しない。
 - イ 提出書類等は、返却しない。

4 入札参加者資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加者資格がないと認められた者は、次のとおりその理由の説明を求めることができる。
 - ア 提出書類
入札参加者資格確認通知書についての説明申込書（様式第3号）
 - イ 提出期限
令和7年9月11日（木）午後5時
 - ウ 提出場所
直接持参又は郵送（書留郵便に限る。）により、14(2)の場所に1部提出すること。
- (2) 岩手県は説明を求められた場合、令和7年9月22日（月）までに書面により回答する。

5 入札の方法等

- (1) 1(1)の件名で契約電力及び月ごとの予定使用電力量に対し、それぞれの契約単価を乗じて算出した総額で入札に付する。
- (2) 入札には、入札書（様式第4号（入札内訳書も含む））を使用すること。
- (3) 落札の決定は、入札書に記載された契約電力及び予定使用電力量に対する総額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- (4) 入札書を直接提出する場合は、6(1)の日時に6(2)の場所に持参すること。
- (5) 入札書を郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は、令和7年9月25日（木）午後5時までに14(2)の場所に必着のこと。
また、封筒は二重封筒とし、入札書の中封筒に密封の上、当該中封筒及び外封筒の表面に次の事項を記載すること。
 - ア 氏名（法人にあっては商号又は名称）
 - イ 「9月26日入札 岩手県教育委員会所管公所で使用する電気の供給の入札書在中」なお、外封筒は入札案件をまとめて同封して良いが、中封筒については入札案件ごとに分けること。
- (6) 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し入札参加者の印で押印をしておかなければならない。
また、一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (7) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状を提出しなければならない。

6 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時
令和7年9月26日（金）午後2時
- (2) 場所
岩手県庁舎10階 教育委員室

7 入札保証金

免除

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は、これを無効とする。

- (1) 競争入札の参加資格のない者が提出した入札書
- (2) 入札参加者に求められる事項を履行しなかった者が提出した入札書
- (3) 指定の日時までに指定の場所に到達しなかった入札書
- (4) 記名押印のない入札書
- (5) 入札金額を訂正した入札書
- (6) 誤字脱字等により必要事項が確認できない入札書
- (7) 入札件名の表示に重大な誤りがある入札書
- (8) 同一入札参加者又は代理人が2つ以上提出した入札書
- (9) 代理人が委任状を提出しないで提出した入札書
- (10) その他入札に関する条件に違反して提出した入札書

9 落札者の決定方法

- (1) 本件調達に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第100条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、立ち会っていない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。

10 開札に立ち会う者に関する事項

- (1) 開札は、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札参加者又はその代理人の立ち会いが無い場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては、入札場所に入場することができない。
- (3) 入札参加者又はその代理人が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者又はその代理人を入札場所から退去させ、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。

11 再度入札に関する事項

- (1) 初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとする。
- (2) 再度入札に参加できる者は、初度の入札に参加して有効な入札をした者に限る。なお、郵送による場合は、「辞退扱い」とするものとする。
- (3) 10(3)により入札場所から退去させられた者は、再度入札に参加することはできない。

12 契約に関する事項

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 契約条項は、別添契約書案のとおりとする。
- (3) 落札者の決定後、契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が入札公告又は入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、契約を締結しない。

13 入札説明書等に対する質疑

- (1) 入札説明書等について質疑がある場合には、令和7年9月10日(水)午後5時までに質問書(様式第5号)を持参、郵送又はファクシミリにより、14(2)の場所に1部提出すること。
- (2) (1)の質問書に対する回答は、令和7年9月19日(金)までにファクシミリにより行う。
なお、回答内容は、入札参加者資格が有と認められた者すべてに通知する。

14 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札、契約及び仕様書に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
岩手県教育委員会事務局教育企画室予算財務担当
〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号
電話番号 019-629-6112 ファクシミリ番号 019-629-6119